

附属機関の運営について

1 第15回会議における主な意見（仕組み9 附属機関の運営）

No.	意見概要
【視点1 附属機関を運営する上で、行政はどのような姿勢（心構え）で実施するべきか。】	
<委員の選任>	
1	公募委員の選任は必要で、条例に盛り込むべき
2	市民参加、協働を推進する上で、公募委員の選任は必要
3	色んな意見が出るよう、幅広く、多種多様な方を委員として選任すればよい。
4	委員の重複選任（同一人の複数機関への選任）は場合によっては必要
5	市民参加（公募委員）は、条例に盛り込んだ方がいい。
6	委員の偏りを避けるため、構成・資格について制限を設けた方がいい。
7	附属機関毎に審議案件等が異なるので、公募委員の割合を一定の割合で決めるのは、乱暴である。
<会議の公開>	
8	会議の公開は必要
9	会議の公開は賛成で、条例に盛り込んでいい。
10	公開した方がいいが、出来ないものもあるので、原則公開という程度
<その他>	
11	市の既存のルールが指針だと効力が弱いので、規程を整備し、それぞれの設置条例等で当該規程を引用する体系とすべき
12	自治基本条例に細かく書くかどうかは、No.11の意見を事務局で議論し決めればいい。
【視点2 論点について】	
<論点①市民参加（委員の構成・資格、公募原則等）>	
13	専門家の意見への偏り、筋書き通りの進行というのは問題があるので、率直な意見が期待できる市民の参加は必要だが、その選任の要件として資格は必要ない。
14	多様な分野、幅広い年齢層、男女比が極端に偏らないよう配慮する必要がある。
15	男女比の件は、「市民誰でも」「平等に」等フラットな表現で、条例にきっちりと明記した方がいい。
16	公募は、行政に関心を持っていただく人を増やしていくには非常に有効な手法
17	公募への応募が多く、選任後の運営に問題が生じていなければ、条例に公募してというのも言葉で入れた方がいい。

18	公募委員は入れた方がいいが、他の委員構成は、附属機関により異なると思うので、条例であまり細かい設定はできない。
19	行政が運営し易い委員構成でなく、反対意見も取り入れるようなものとして欲しい。
20	行政は、選任した理由について説明責任があるので、条例では、縛るよりは附属機関毎に適任者をきちんと選任できるような内容にしたい。
21	資格は入れない方がいい、公募に比重を置くと偏る可能性もあるので、条例には、一定の制限を設けるような内容も必要
22	公募は、条例に盛り込んだ方がいいが、委員構成は、附属機関の生い立ち、目的によって異なるし、男女共同参画社会の現代では、男女比を設けるのは好まない。
23	条例事項ではないが、公募委員に対するフォローは事務局の任務である旨を規程等で定めるべき
24	女性委員の比率については、今回女性委員が2名欠席してるので、その方達にお伺いすればよい。
25	条例事項ではないが、公募委員も含め、附属機関の会議、運営等を円滑に進めるには、委員長の進行が重要なので、その選任については、しっかりとしたものが必要
26	議論が複雑になっているので、条例に盛り込むかどうかの判断材料として、市で決定した附属機関に関する指針を提示して欲しい。

論点①結論 委員長がまとめたイメージだが、結論は先送り

イメージ：細かいルールは設けず、「多様な分野、幅広い年齢層から適切な人材を選任する。」
という表現でいいと思う。ただ、盛り込むべき項目として、「公募」、意見は分かれるが「女性の選任」、これらは、「幅広い年齢層」に文言を付け加えることとしたい。

<論点②会議の公開>

27	附属機関の会議を公開という括りではなく、案件毎に委員が情報公開条例の非開示案件に該当するかなど協議の上決定すべき
28	例外扱いは認めるが、それに該当するかは案件その他の事情によるので、例外事由を決めるのは難しい。

論点②結論 原則公開のみを盛り込む

2 設置状況（市ホームページより抜粋（H25.3.6現在））

位置：トップ > 市の概要 > 庁舎案内 > 市の仕事と組織 > 附属機関等

（1）附属機関等について

本市では、附属機関等として次の2種類を定義しています。

（1）「附属機関」

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例の定めるところにより本市が設置する機関。

① 附属機関一覧

（2）「懇談会等」

有識者等の意見を聴取し、行政運営に反映させることを主な目的として、規則、要綱等により本市が設置する機関。

② 懇談会等一覧

（2）附属機関一覧（22）

附属機関名称	担当課
情報公開・個人情報保護審査会	総務財政課 担当
公務災害補償等認定委員会	人事課 担当
自治基本条例市民検討委員会	市民との協働推進課 担当
廃棄物減量等推進審議会	環境政策課 担当
防災会議	防災安全課 担当
国民保護協議会	防災安全課 担当
民生委員推薦会	福祉総務課 担当
弘前市社会福祉問題対策協議会	福祉総務課 担当
青少年問題協議会	子育て支援課 担当
国民健康保険運営協議会	国保年金課 担当
市営住宅運営委員会	建築住宅課 担当
景観審議会	都市計画課 担当
都市計画審議会	都市計画課 担当
広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理審議会	区画整理課 担当
建築審査会	建築指導課 担当
市立病院運営審議会	市立病院事務局 総務課 担当
社会教育委員	生涯学習課 担当
市立図書館協議会	弘前図書館 担当

市立博物館協議会	博物館 担当
文化財審議委員	文化財保護課 担当
伝統的建造物群保存地区保存審議会	文化財保護課 担当
スポーツ推進審議会	保健体育課 担当

(3) 懇談会等一覧 (31)

懇談会等名称	担当課
合併検証委員会	企画課 担当
市民評価会議	企画課 担当
弥生いこいの広場隣接地利活用市民懇談会	企画課 担当
行政改革推進懇談会	人事課 担当
第三セクター評価委員会	人事課 担当
まちづくり1%システム審査委員会	市民との協働推進課 担当
地域自立支援協議会	福祉総務課 担当
障がい者計画策定委員会	福祉総務課 担当
福祉事務所老人ホーム入所検討会議	福祉総務課 担当
少年相談センター運営協議会	子育て支援課 担当
子ども・子育て支援推進協議会	子育て支援課 担当
要保護児童対策地域協議会	子育て支援課 担当
まちなみ子育て支援センター検討懇談会	子育て支援課 担当
地域包括支援センター運営協議会	介護保険課 担当
地域密着型サービス運営委員会	介護保険課 担当
福祉有償運送運営協議会	介護保険課 担当
高齢者福祉計画等懇談会	介護保険課 担当
ひろさき農政会議	農政課 担当
ひろさき農林業危機対策連絡会議	農政課 担当
ひろさき農商工觀学金連携協議会	りんご課 担当
弘前城跡本丸石垣修理委員会	公園緑地課 担当
弘前城公園活用推進検討会	公園緑地課 担当
やさしい街「ひろさき」づくり計画検討会議	都市計画課 担当
都市計画マスタープラン検討会議	都市計画課 担当

歴史的風致維持向上計画推進協議会	都市計画課 担当
地域公共交通会議	都市計画課 担当
水道事業民営化可能性検討会議	上下水道部総務課 担当
就学指導委員会	教育研究所 担当
市立郷土文学館運営委員会	郷土文学館 担当
史跡津軽氏城跡（堀越城跡）整備指導委員会	文化財保護課 担当
弘前市学校給食懇談会	保健体育課 担当

※ 市ホームページ上では、附属機関等の名称をクリックすると、名簿、会議記録等をご確認していただけます。

3 関係指針等

(1) 指針

弘前市附属機関等の管理に関する指針

(目的)

第1 この指針は、附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることにより、効率化、公平性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市政への市民参画を促進し、協働による行政運営を推進することを目的とする。

(定義)

第2 この指針において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置する機関をいう。

2 この指針において、「懇談会等」とは、有識者の意見を聴取し、行政運営に反映させることを主な目的として、附属機関に準じて要綱等により設置する機関をいう。

(附属機関等の設置)

第3 附属機関等は、法令により設置が義務づけられているものを除き、その担当する事務の内容が次の各号の要件をすべて満たす場合に限り設置するものとする。

(1) 市民の意見を反映し、専門的な知識を導入し、又は公正を確保するため、市民、関係団体、専門的知識を有する者等からの意見を必要とすること。

(2) 前号に掲げる者からの個別の意見聴取、世論調査等の方法では不十分又は不適当であること。

(3) 他に当該担当事務を調査審議等させる適當な附属機関等が存在しないこと。

2 附属機関等は、弾力的かつ機能的な運営を図るため、担当する事務はできる限り広範なものとし、必要に応じて部会等を設置するものとする。

3 附属機関等の担当する事務が経常的に発生しない場合は、必要の都度委員を選任するものとする。

(委員の構成)

第4 附属機関等の委員の定数は、20名以内とし、必要最小限にする。ただし、法令に定めがあるなど特別の事情が認められる場合は、この限りでない。

(委員の選任等)

第5 委員の選任に当たっては、当該附属機関等の機能が十分に發揮されるよう、次の各号に留意するものとする。ただし、法令又は条例等の規定により委員に充てることとされている職にある者を選任する場合又は専門的な知識若しくは経験を有する者が他に得られないなど、特別な事情がある場合は、

この限りではない。

- (1) 多様な分野及び幅広い年齢層から適切な人材を選任するよう努めること。
- (2) 女性委員の比率は、40パーセント以上となるよう努めること。
- (3) 委員の重複選任は、4以内の機関とすること。
- (4) 委員を再任する場合は、在任期間が引き続き10年を超えないこと。
- (5) 市職員は、選任しないこと。
- (6) 関係団体から推薦を受ける場合、幅広く意見等を聴取するため、団体の代表者に限らず、広く構成員の中から推薦が受けられるよう配慮すること。

【委員の選任等に関する細則】

委員への就任を依頼する際には、委員名簿、会議記録等の公開に伴い、委員の氏名が公開されることについて事前に説明し、承諾を得るものとする。

(委員の公募)

第6 市政への市民参画を促進するため、附属機関等の委員の一部を公募により選任するものとする。

ただし、次のいずれかに該当する附属機関等については、この限りでない。

- (1) 法令又は条例等の規定に基づき、特定の職に就く者を委員に充てるとされているもの
- (2) 行政処分に係る審議等を行うもの
- (3) 個人情報の保護、秘密の確保、中立・公正の確保の必要のあるもの
- (4) 極めて高度な専門知識又は特殊な資格若しくは免許を必要とするもの
- (5) その他附属機関等の設置目的及び所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められるもの

2 公募委員の選任にあたっては、委員全体の年齢・性別構成の均衡が図られるよう、女性・若者の選任について配慮するものとする。

3 公募委員の資格、選考方法その他必要な事項は、弘前市附属機関等の委員の公募実施要領に定めるところによる。

(附属機関等の運営)

第7 附属機関等の運営については、活発な議論が行われるよう次の事項に留意し、効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

- (1) 会議資料は、会議の開催前に配布し、委員が事前に十分検討できる期間を設けること。
- (2) 適正な開催回数及び時間を確保すること。
- (3) 公正で円滑な審議が著しく阻害されると認められる場合又は特定の者に利益若しくは不利益を与える場合その他公開することが不適当であると認められる場合を除き、会議を公開すること。

(会議記録の作成・公表)

第8 会議における審議内容について、市民が審議過程を十分理解できるような内容で記述した会議録又は会議概要を作成し、会議資料とともに所管課に閲覧用として備え付けるとともに、市のホームページに掲載し、市民等への情報提供に努めるものとする。ただし、審議内容のうち、弘前市情報公開条例に規定する不開示情報に該当し、公開することが不適当であると認められる部分については、この限りでない。

(附属機関等の見直し)

第9 既に設置されている附属機関等で、次の各号のいずれかに該当するものは、廃止し、又は他の附属機関等との統合を図るよう努めるものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢等の変化により、役割及び必要性が低下してきたもの
- (3) 設置目的及び所掌事項が他の附属機関等と類似又は重複しているもの

- (4) 活動実績が少なく、今後も改善の見込みがないもの
- (5) 形式的な開催で、審議結果が乏しいもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、行政の効率性の確保の見地から廃止又は統合が望ましいもの

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 既に設置されている附属機関等に係る第4から第6までの規定は、施行期日以降の最初の改選期から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成24年7月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 既に設置されている附属機関等に係る第4から第6までの規定は、施行期日以降の最初の改選期から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成24年9月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 既に設置されている附属機関等に係る第4から第6までの規定は、施行期日以降の最初の改選期から適用する。

(2) 要領

弘前市附属機関等の委員の公募実施要領

(目的)

第1 この要領は、弘前市附属機関等の管理に関する指針（以下「指針」という。）第6第2項の規定に基づき、附属機関等（指針第2に規定する「附属機関」及び「懇談会等」をいう。以下同じ。）の委員の公募に当たり、当該委員の公募方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

(公募委員の人数)

第2 公募により選任する委員の人数は、当該附属機関等の他の委員の構成との均衡を考慮して定めるものとする。

(応募者の資格)

第3 公募に応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、附属機関等の設置目的、所掌事項に照らしこれにより難いときは、この限りではない。

- (1) 年齢20歳以上の者
- (2) 本市の区域内に住所を有する者
- (3) 本市の他の附属機関等の委員でない者
- (4) 国又は地方公共団体の議員又は常勤の職員でない者
- (5) その他必要な資格又は経歴を有する者

(公募方法等)

第4 公募に当たっては、次に掲げる事項について、市広報へ掲載するなど、広く周知を行うものとする。

- (1) 附属機関等の名称、所掌事項及び任期
- (2) 会議の開催回数及び報酬等の額
- (3) 公募する委員の数
- (4) 応募資格
- (5) 応募方法及び募集期間
- (6) 選考方法
- (7) その他必要な事項

【公募方法等に関する細則】

委員の公募を行う際は、委員に就任した場合、委員名簿、会議記録等の公開に伴い、委員の氏名が公開されることについても、十分に周知を行うものとする。

（応募方法等）

第5 応募は、応募しようとする者から、次に掲げる事項を記載したものの提出を受けることによるものとする。

- (1) 応募する附属機関等の名称
- (2) 応募者の住所、氏名、電話番号、職業、性別及び生年月日
- (3) その他必要と認める事項

（委員の選考）

第6 公募委員の選考は、書類審査によるものとする。ただし、必要に応じて論文、面接その他の方法を併せて行うことができる。

2 委員の選考結果は、応募者全員に通知するものとする。

3 第1項の規定による選考の結果、該当者が公募人数に達しない場合は、他の方法により委員を選任することができる。

（委員の任期）

第7 公募委員の任期は、公募以外の委員の任期と同様とする。

2 公募委員は、再任できないものとする。ただし、必要と認める場合は、この限りでない。

（委員の公募に係る事務の所管）

第8 この要領に定める委員の公募に係る事務は、委員の公募に係る附属機関等を所管する課室かいが行うものとする。

（その他）

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月3日から施行する。

住民投票について

1 全国の実施状況（平成22年10月総務省自治行政局住民制度課調べ）

（1）実施状況

根拠	都道府県	市町村
法律（合併特例法）	0	53（53）
条例	1	400（378）
要綱、その他	0	14（14）
計	1	467（445）

（昭和57年7月の高知県窪川町での住民投票以降の投票実施数（平成22年10月の各都道府県・政令市からの回答に基づく。）。地方自治法に基づく解散・解職の投票、は除く。カッコ内は、うち市町村合併に係る住民投票の数。）

（2）実施結果の概要

ア 合併の賛否を問う住民投票（条例・要綱等に基づく）

319件（合併について賛成多数171件、反対多数138件、不成立等10件）

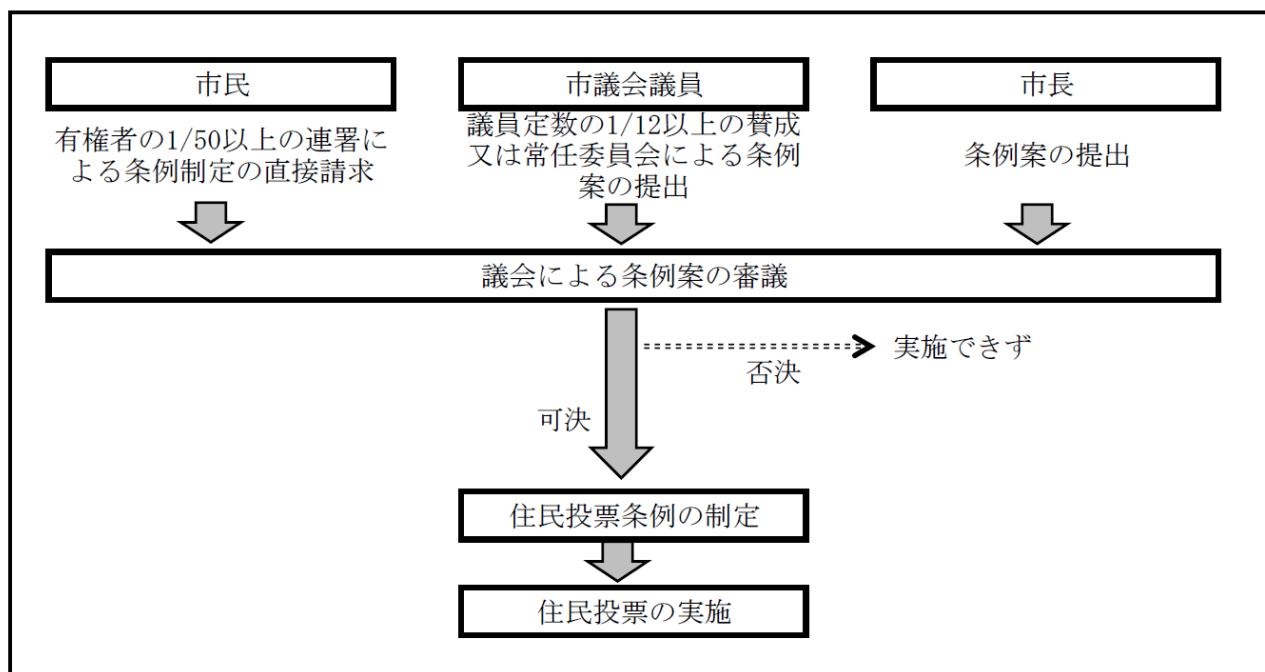
イ 合併の枠組みを問う住民投票（条例・要綱等に基づく） 73件

ウ 合併以外の住民投票

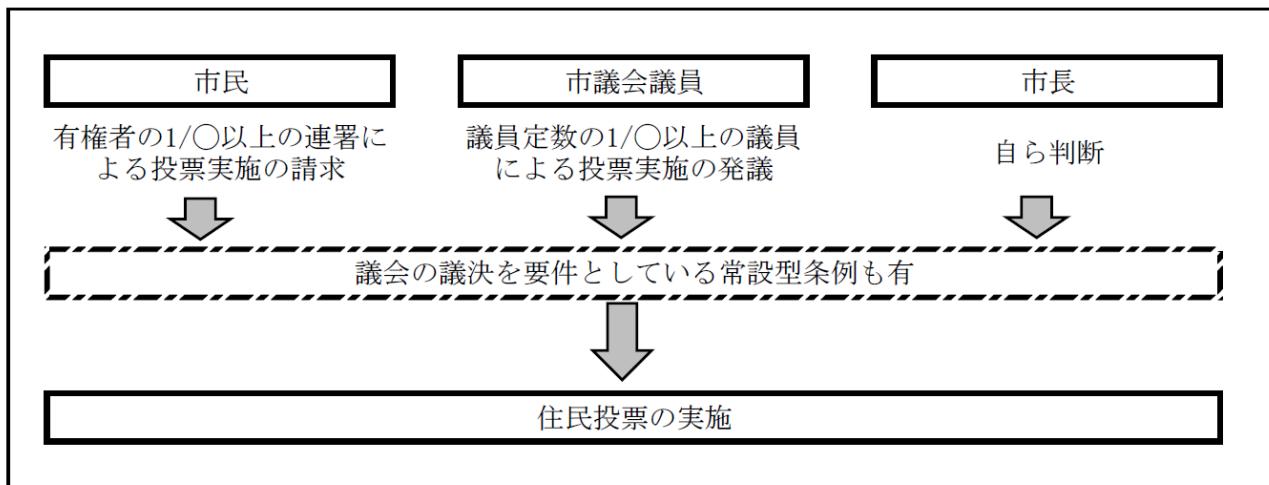
- ・産業廃棄物処分場設置についての住民投票
- ・原子力発電所におけるプルサーマル計画受け入れの是非に関する住民投票
- ・可動堰建設計画の賛否を問う住民投票
- ・ヘリポート基地建設の是非を問う市民投票
- ・牧場誘致による牛舎建設の是非を問う住民投票等

2 フロー図

（1）条例制定の直接請求等による場合



(2) 常設型住民投票条例による場合



3 他自治体の自治基本条例における規定状況

<例1>

- 第〇条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。
- 2 年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの（以下「請求権者」という。）は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。
- 4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。
- 5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。
- 6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。
- 7 市長は、第2項の規定による請求が請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。
- 8 市民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で定める。
- 10 市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。

<例2>

- 第〇条 市は、市政に係る重要事項について、直接、市民の意見を確認するため、別に条例を定めることにより、市民投票を実施することができます。

4 制度における重要事項（論点）

(1) 対象とする案件（＝何について住民投票を実施できるとするのか。）

例 市政に関する重要事項

(2) 請求等の主体と要件

（＝住民投票の実施を求める能够性は、誰がどのような要件を満たしたときか。）

ア 市民 例 一定数（〇分の1）以上の署名

イ 議会 例 定数の〇分の1以上の賛成

ウ 市長 例 自らの判断

(3) 投票資格者（＝誰が投票するのか。）

ア 国籍要件 例 外国人（特別永住者、永住資格者等）

イ 住所要件

ウ 年齢要件

エ 投票することができない者

例 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 等（公職選挙法）

(4) 投票期日（＝いつからいつまでの間に投票を実施するのか。）

例 実施が決定した日から90日を超えない範囲

(5) 投票運動（＝投票運動の規制と違反行為者への罰則はどうするのか。）

(6) 成立要件（＝投票率に応じて、住民投票自体を無効とするのか。）

例 投票総数が投票資格者の2分の1以上に満たないときは、成立しない（開票しない）。

(7) 投票結果の効力

= 条例実施の住民投票の結果に拘束力は認められないという学説が通説である中で、
その投票結果の効力（議会・長の判断への影響力）をどうするのか。

例 投票結果を尊重しなければならない。

5 盛り込むこととした規定毎の重要事項（論点）

盛り込む規定	重要事項（論点）
実施できる旨	何について住民投票を実施できるとするのか。
別な条例への委任	別な条例は、個別設置型か、常設型か。
投票結果の扱い	投票結果の効力（議会・長の判断への影響力）をどうするのか。
発議	住民投票の実施を求める能够性は、誰がどのような要件を満たしたときか。